

ふじみ野市シェアサイクル事業実施要領

ふじみ野市シェアサイクル事業の事業内容は、この実施要領の定めるところによる。

1. 実施期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで（5年間）

2. 実施区域

ふじみ野市全域

3. 基本方針

ふじみ野市、事業者及びOpenStreet株式会社は、市民の移動手段の選択肢を増加させ、公共交通の利便性の更なる向上を図るため、OpenStreet株式会社が提供するシェアサイクルプラットフォームを用い、共同してシェアサイクル事業を実施するものとする。

4. 定義

- (1) ふじみ野市シェアサイクル事業（以下「シェアサイクル事業」という。）とは、OpenStreet株式会社が運営するシェアサイクルサービス「HELLO CYCLING」のアプリケーションを使い、ふじみ野市内で事業者が対価を得て実施する自転車の共有サービスをいう。
- (2) ステーション用公有財産とは、事業者がステーションを設置するために使用するふじみ野市が所有する公共施設、その他の財産をいう。

5. 役割分担

(1) ふじみ野市

- ① シェアサイクル事業の円滑な実施のための事業者に対する支援及び事業進捗状況の確認
- ② ステーション用公有財産の確保
- ③ シェアサイクル事業の実施に係る関係事業者との調整
- ④ シェアサイクル事業の周知及び広報

(2) 事業者

- ① シェアサイクル事業の実施及び運営（利用者の募集・登録、料金の設定及び徴収、自転車の回収・再配置、苦情等の対応）
- ② シェアサイクル事業の実施に係る施設整備、器材の調達、維持管理及び実施期間終了後の原状回復

- ③ シェアサイクル事業の実施に係る違法駐輪対策
- ④ 公有財産以外でのステーションの確保
- ⑤ ステーション用公有財産の設置箇所に関する提案
- ⑥ シェアサイクル事業の周知及び広報
- ⑦ シェアサイクル事業の利用に関する各種データ（料金収入データを含む。）の収集、整理及びふじみ野市へのデータの提供
- ⑧ ふじみ野市が実施する事業及び各種計画等の策定及び見直しに必要なデータの提供
- ⑨ シェアサイクルの利用状況（月毎、年毎）収支状況等の事業報告（年毎）
- ⑩ シェアサイクル事業の効果及び課題についての報告
- ⑪ 地域貢献
- ⑫ シェアサイクル事業の実施及び継続のために必要な関係事業者との調整

(3) OpenStreet株式会社

- ① シェアサイクルプラットフォームとなるアプリケーション及びシステム、付随する機器類の提供
- ② シェアサイクル事業の実施及び継続のために必要な関係事業者との調整
- ③ 各種データの収集、整理及びふじみ野市へのデータの提供
- ④ ふじみ野市が実施する事業及び各種計画等の策定及び見直しに必要なデータの提供
- ⑤ 満足度や交通行動の変化等に関する利用者アンケート調査の実施
- ⑥ 事業者が地域貢献に係る業務を実施するために必要な関係者との調整及び協力

6. 事業責任者の選任

- (1) シェアサイクル事業に従事する事業責任者を選任すること。
- (2) 事業責任者を選任したときは、速やかに届け出なければならない。選任した事業責任者を変更したときも同様とする。
- (3) 事業責任者はシェアサイクル事業の業務内容を十分に理解し、事業の円滑な遂行に努めること。
- (4) 事業責任者の職務は、次のとおりとする。
 - ① シェアサイクル事業の実施及び運営の総括に関すること。
 - ② シェアサイクル事業の利用者等の安全対策に関すること。
 - ③ 連絡調整に関すること。
 - ④ シェアサイクル事業に従事する担当者の指揮監督に関すること。

7. 運営基準

- (1) シェアサイクル事業の利用者が「HELLO CYCLING」のアプリケーション

ョンを使用してシェアサイクル事業に供する自転車を借りることができ、また、借りたステーションと別のステーションにも返却可能なシステムとすること。

- (2) 利用者の個人認証を行うこと。
- (3) 市内在住者、通勤・通学者、来訪者など、多くの利用者が簡易に利用登録でき、即日利用可能なシステムとすること。
- (4) 原則として、全日（24時間・年間365日）の利用が可能であること。
- (5) ステーションに指定台数以上のシェアサイクル事業に供する自転車を返却できないシステムとすること。
- (6) ステーションは原則として無人で貸出・返却が可能なシステムとすること。
- (7) ステーションは耐久性があるものとし、設置及び撤去が容易なものとする。
- (8) ステーションに電源が必要な場合は、事業者が電源を確保すること。
- (9) シェアサイクル事業に供する自転車及びステーションについて、技術力を持った者が定期的にメンテナンスを行うこと。
- (10) ステーションにシェアサイクル事業と関係ない自転車が駐輪できないよう配慮するとともに、駐輪されていた場合は早期に適切な対応を行うこと。
- (11) シェアサイクル事業に供する自転車に防犯・盗難対策を施すこと。
- (12) 関係法令等に基づき、シェアサイクル事業に供する自転車に、十分な傷害保険及び賠償責任保険を付保すること。
- (13) シェアサイクル事業の利用者に対し、道路交通法（昭和35年法律第105号）、埼玉県自転車の安全な利用の促進に関する条例（平成23年条例第60号）、ふじみ野市自転車の安全な利用の促進に関する条例（平成28年条例第26号）等自転車による交通安全を遵守させるよう努めること。
- (14) ステーションは、市内移動のみならず市内と周辺自治体間の広域移動が可能なものとし、利用状況等に配慮して設置するよう努めること。
- (15) ステーションの配置については、ふじみ野市と事業者が協議し、ふじみ野市内循環ワゴンが通っていない地域への設置を含め、ふじみ野市全域において利用が可能なステーションの配置となるよう努めること。
- (16) 民有地にステーションを設置できるように積極的に働きかけを行い、市民の利便性の向上に資するよう努めること。
- (17) シェアサイクル事業に供する自転車の破損及び不具合については、当該事象が認められてから、直ちに当該自転車を利用停止にすると共に、破損及び不具合箇所を修繕、もしくは当該自転車を撤去する等、対応に努めること。
なお、メンテナンスの際に当該事象が発見された場合には、直ちに当該自転車を利用停止すると共に、破損及び不具合箇所を修繕、若しくは当該自転車を撤去する等、対応に努めること。
- (18) シェアサイクル事業に供する自転車及びステーション等のリコールが発生した際は、事業者は製造業者等に対し、直ちに不具合等の詳細な状況、対応の方針、対応

の計画、対応の進捗状況等について確認した上で、製造事業者及び事業者の対応策を可及的速やかにふじみ野市に報告すること。

- (19) 降雪等その他の事由により、ステーションの利用安全性の確保が困難となる恐れが生じることが予見される場合には、未然に事業者の判断及び対応によりふじみ野市へ報告の上、ステーションを閉鎖すること。
- (20) 苦情に対しては、迅速、誠実、确实に対応すること。苦情の中で利用者もしくは市民の身体に危険が生じるものは、直ちにふじみ野市へ報告すること。なお、軽微なものについては、定期報告において、ふじみ野市へ報告すること。
- (21) 利用者に対する安全の利用の啓発及び違法駐輪等に関する注意喚起を実施すること。
- (22) シェアサイクル事業に供する自転車が放置された場合や違法駐輪された場合には、当該事象が認められてから直ちに事業者により撤去すること。また、ふじみ野市へ可及的速やかに報告すること。
- (23) 令和6年12月1日時点で市内のステーション用公有財産に設置されているステーション（別紙）を配置し、計画的に増設を行うこと。

8. ステーション用公有財産の使用等

- (1) 事業者は、公有財産をステーションとして使用等をするにあたり、舗装や機器の設置等原状を変更（修繕の場合は除く。）しようとする場合は、事前に変更内容をふじみ野市に報告し、その承認を受けなければならない。
- (2) ふじみ野市は、事業者が関係法令等に従わないときは、ステーション用公有財産の使用を停止することができるものとする。
- (3) 公有財産に設置されたステーションについて、ふじみ野市の事業の実施等に伴い、一時撤去及び復旧の必要が生じた際は、事業者は速やかな対応に努めるとともに、当該対応に伴う費用は、事業者が負担するものとする。

9. 費用負担等

- (1) ステーション用公有財産の使用料等は免除とする。
- (2) シェアサイクル事業の実施に係る施設整備、器材の調達及び維持管理、シェアサイクル事業の運営並びに実施期間終了後の原状回復に要する費用は、全て事業者の負担とし、ふじみ野市は、補助金、委託料、その他の一切の費用を負担しない。
- (3) ふじみ野市自転車放置防止条例（平成17年条例第129号）の規定により、シェアサイクル事業に供する自転車が撤去及び保管された場合の費用は、事業者が負担する。
- (4) 利用者の利便性の確保を優先した上で、シェアサイクル事業における利益の一部をふじみ野市に還元すること。還元方法については、事業者からの提案を基に協議し決定するものとする。

(5) シェアサイクル事業における料金収入は、全て事業者に帰属する。

10. 事業報告

(1) 事業者は、次の事項を記録し、報告書をふじみ野市に提出すること。報告書の提出期限は、①は当月の翌月末日、②は、翌年度の4月末日とする。

① 毎月の報告

ア ステーションの設置状況に関する事項

イ 利用者の移動データ及び利用者数に関する事項

ウ シェアサイクル事業に供する自転車及びステーションの利用状況に関する事項

エ 民有地のステーション設置に関わる交渉の進捗状況に関する事項

オ 利用者の事故や苦情等に関する事項

② 年度毎の報告

ア 前年度の利用実績の集計

イ 収支に関する事項

ウ 利用者の事故や苦情等に関する事項の集計

(2) 事業者は、シェアサイクル事業に関して次の事項（最終報告事項）を記録し、実施期間終了後30日以内に実施期間を通した最終事項報告事項を記載した報告書をふじみ野市に提出する。

① ステーションの設置状況に関する事項

② 利用者の移動データ及び利用者数に関する事項

③ シェアサイクル事業に供する自転車及びステーションの利用状況に関する事項

④ 収支に関する事項

⑤ 利用者の事故や苦情等に関する事項

⑥ シェアサイクル事業により得られたデータ等の解析に関する事項

ステーション用公有財産設置箇所一覧

NO.	名称	駐輪台数
1	ふじみ野市役所第2庁舎①②	10
2	ふじみ野市大井総合支所①②	10
3	西中央公園	12
4	上福岡6丁目公園	6
5	福岡中央公園	8
6	元町西公園	6
7	南台あすなろ公園	6
8	西二丁目公園	4
9	東台金山公園	6
10	亀久保西公園	4
11	市沢公園	3
12	上福岡駅西口雨水浸透貯留施設	6
13	清見第2公園	3
14	はらはら公園	6
15	西八丁緑地	4
16	カリヨン広場	5
17	赤土原公園	5
18	総合体育館	5
19	ふじみ野市運動公園	4
20	ふじみ野市第2運動公園	6
21	浸透井（亀久保651-4）	4